

各 位

## 平成30年6月1日改定・実施の日本卓球ルール（改定概要）

公益財団法人 日本卓球協会

平成30年1月1日の国際卓球連盟（ITTF）のルール改定を受け、国内のルール改定を行います。また、用具委員会からの提案による用具関連国内ルールの変更も行います。

- (注) ・波線のアンダーラインは、国際卓球連盟が国際ルール変更をした部分を示す。  
・二重のアンダーラインは、日本卓球協会（JTТА）が国際ルール改定と同時に6月1日付で修正し、追記した部分を示す。  
・※は、条文ではなく今回の変更に伴う説明。

### 1. 条文

#### 第1章 基本ルール

##### 1.8 競技順序

- 1.8.3 ダブルスにおいては、少なくとも競技者のうち一人が、身体的障害により車椅子を使用する場合は、最初にサーバーがサービスを行い、次にレシーバーがリターンを行う。その後は、身体的障害を持つ組のどちらの競技者がリターンを行ってもよい。

※（後半の2文を削除し、「ポイント」の項目に移行）

##### 1.10 ポイント

- 1.10.1.15 ダブルスの相手の組の競技者のうち少なくとも一人が車椅子を使用する時、車椅子の一部あるいは立位の競技者の足がテーブルのセンターラインの延長線を越えた場合。

#### 第2章 競技ルール

##### 2.2.1 認可及び公認

- 2.2.1.4 競技に使用するテーブル、ネットアSEMBリ、ボール、フロアマット、ラケット及びラバーは次の通りとする。

2.2.1.4.2 ボールは、JTТАが公認し、使用指定した三星マーク入りのものとする。

2.2.1.4.4 フロアマットを使用する場合は、JTТАが公認したものとする。

##### 2.2.2 競技用服装

- 2.2.2.1.3 競技用服装につける所属を表す文字あるいはマークについては、その大きさ・デザイン・数・つける場所は任意とする。ただし、それが企業名、企業のロゴマーク、ロゴ文字あるいはそれらを利用したものであった場合には、広告のルール [2.2.5.8] に照らして取り扱う。

##### 2.2.5 広告とマーキング

- 2.2.5.1 広告は [2.2.3.2] に示されている競技領域内にある用具や備品、及び競技者や審判員の服装、競技者のゼッケンにしかつけてはならず、特別に追加してはならない。

- 2.2.5.1.1 競技領域内やその周辺の広告やマーキング、及び競技者の服装やゼッケン、審判員の服装につける広告やマーキングは、タバコ製品、アルコール飲料、有害な薬物、違法な製品に関するものであってはならず、また人種、外国人嫌い、性別、宗教、身体的障害の理由による敵対的な差別や含意、及びその他の種類の差別を含んではならない。

- 2.2.5.4 競技領域内の床に、4ヶ所まで広告をつけることができる。マーキングは、
- 2.2.5.4.1 テーブルの各エンド側に、面積が5m<sup>2</sup>以下のものをそれぞれ1ヶ所と、各サイド側に面積が2.5m<sup>2</sup>以下のものをそれぞれ1ヶ所つけることができる。
- 2.2.5.4.2 フェンスから1m以上離してつけるものとするが、エンド側はフェンスから(1m以上離して)2m以内につけなければならない。
- 2.2.5.4.3 事前にITTFによって他の色が認められている場合を除き、使用するボールの色とは違う、むらのない同一の色でなければならない。
- 2.2.5.4.4 床の表面の摩擦に著しい変化を与えてはならない。
- 2.2.5.4.5 ロゴや語マークまたは他の図形記号から成るものとし、いかなる背景画像も含んではならない。  
※ (2.2.5.4を修正し、下位条項として2.2.5.4.1～2.2.5.4.5を新設)
- 2.2.5.5 テーブルにつける広告は次の要件を満たさなければならない。
- 2.2.5.5.1 テーブルの天板の各半面の各サイドの側面に1ヶ所ずつ、及び各エンドの側面に1ヶ所ずつ、製造業者やメーカーの名前やロゴの恒久的な広告をつけることができる。
- 2.2.5.5.2 テーブルの天板の各半面の各サイドの側面に1ヶ所ずつ、及び各エンドの側面に1ヶ所ずつ、一時的な広告をつけることができるが、その広告は製造業者やメーカーの名前やロゴであってもよい。
- 2.2.5.5.3 恒久的な広告及び一時的な広告のそれぞれの全長は60cm以下でなければならない。
- 2.2.5.5.4 一時的な広告は、恒久的な広告とは明らかに離れた位置につけなければならない。
- 2.2.5.5.5 広告は他の卓球用具メーカーの広告であってはならない。
- 2.2.5.5.6 テーブルの製造業者やメーカーの広告・名前・ロゴ、及びテーブルの名前は、大会のタイトルスポンサーである場合を除いて、天板を支える脚や台につけることはできない。  
※ (2.2.5.5を修正し、下位条項として2.2.5.5.1～2.2.5.5.6を新設)
- 2.2.5.12 (項目の削除)  
※ (2.2.5.1及び2.2.5.1.1に統合)
- 2.2.5.13 → 2.2.5.12
- 2.2.5.14 → 2.2.5.13  
※ (2.2.5.12の削除に伴う条項番号の修正)

## 2.5 ペナルティー

### 2.5.2 競技者、監督、コーチのバッドマナー

- 2.5.2.11 (項目の削除)  
※ (2.2.4.10に統合)
- 2.5.2.12 → 2.5.2.11
- 2.5.2.13 → 2.5.2.12
- 2.5.2.14 → 2.5.2.13
- 2.5.2.14.1 → 2.5.2.13.1
- 2.5.2.14.2 → 2.5.2.13.2
- 2.5.2.15 → 2.5.2.14  
※ (2.5.2.11の削除に伴う条項番号の修正)

## 2. 公布年月日

平成30年4月1日

## 3. 改定年月日

平成30年6月1日

以上